

平成28年経済センサス - 活動調査の概要

1. 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としている。

2. 調査日

平成28年6月1日

3. 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（ただし、以下に掲げる地域を除く。）

<調査範囲から除外した地域>

平成28年6月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定に基づき原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が設定した帰還困難区域を含む調査区

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業（以下「調査事業所」という。）について行った。

- ① 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

4. 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、以下に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。また、自営の大工、左官、塗

装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

5. 調査事項

【個人経営調査票】

① <個人経営調査票>

・全産業共通事項

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の主な事業の内容
- オ 事業所の従業者数
- カ 経営組織
- キ 単独事業所・本所・支所の別等
- ク 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ケ 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- コ 事業別売上（収入）金額
- サ 電子商取引の有無及び割合
- シ 設備投資の有無及び取得額

・産業別に調査する事項

- ア 主な事業の種類又は事業所の形態等
- イ 事業別売上（収入）金額の内訳
- ウ サービス関連産業B又は医療、福祉の相手先別収入割合

【単独事業所調査票】

・全産業共通事項（単独事業所）

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の主な事業の内容
- オ 事業所の従業者数

- カ 経営組織（協同組合は除く）
- キ 単独事業所・本所・支所の別等
- ク 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ケ 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目（協同組合においては経常収益、経常費用及び費用項目）
- コ 事業別売上（収入）金額
- サ 電子商取引の有無及び割合（個人経営及び法人のみ）
- シ 設備投資の有無及び取得額（個人経営及び法人のみ）
- ス 自家用自動車の保有台数（法人のみ）
- セ 土地・建物の所有の有無（法人のみ）
- ソ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
- タ 決算月（会社のみ）

・産業別に調査する事項

- ② <農業、林業、漁業調査票>
 - ア 農業、林業、漁業の収入の内訳
- ③ <鉱業、採石業、砂利採取業調査票>
 - ア 給与総額等
 - イ 鉱業活動に係る費用
 - ウ 生産数量及び生産金額
- ④ <製造業調査票>
 - ア 人件費及び人材派遣会社への支払額
 - イ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
 - ウ 有形固定資産
 - エ リース契約による契約額及び支払額
 - オ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
 - カ 製造品出荷額、在庫額等
 - キ 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
 - ク 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
 - ケ 主要原材料名
 - コ 工業用地及び工業用水
 - サ 作業工程
- ⑤ <卸売業、小売業調査票>
 - ア 年間商品販売額等
 - イ 年初及び年末商品手持額
 - ウ 年間商品仕入額
 - エ 小売販売額の商品群別割合
 - オ 小売販売額の商品販売形態別割合
 - カ セルフサービス方式の採用
 - キ 売場面積
 - ク 営業時間
 - ケ 店舗形態
 - コ チェーン組織への加盟
- ⑥ <医療、福祉調査票>
 - ア 医療、福祉の事業収入内訳
 - イ 医療、福祉の相手先別収入割合
 - ウ 事業所の形態、主な事業の内容

- ⑦ <建設業、サービス関連産業A、学校教育調査票>
 - ア 主な事業収入の内訳
 - イ 業態別工事種類
 - ウ 金融業、保険業、郵便局受託業の事業種類
 - エ 学校教育の種類
- ⑧ <協同組合調査票>
 - ア 協同組合の種類
- ⑨ <サービス関連産業B調査票>
 - ア サービス関連産業Bの事業収入内訳
 - イ 施設・店舗等形態
 - ウ サービス関連産業Bの相手先別収入割合
 - エ 飲食サービス業の8時間換算雇用者数
 - オ 宿泊業の収容人数、客室数
 - カ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高
 - キ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等
 - ク 特定のサービス業における同業者との契約割合
- ⑩ <政治・経済・文化団体、宗教調査票>
 - ア 政治・経済・文化団体、宗教の種類

【産業共通調査票】

- ・全産業共通事項のみ
- ⑪ <産業共通調査票>
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 事業所の開設時期
 - エ 事業所の従業者数
 - オ 事業所の主な事業の内容
 - カ 経営組織
 - キ 単独事業所・本所・支所の別等
 - ク 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
 - ケ 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
 - コ 事業別売上（収入）金額
 - サ 電子商取引の有無及び割合（個人経営及び法人のみ）
 - シ 設備投資の有無及び取得額（個人経営及び法人のみ）
 - ス 自家用自動車の保有台数（法人のみ）
 - セ 土地・建物の所有の有無（法人のみ）
 - ソ 移転及び名称変更の有無（法人のみ）
 - タ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
 - チ 決算月（会社のみ）
 - ツ 常用雇用者数及び支所等数（本所・本社・本店のみ）
 - テ 企業全体の主な事業の内容（本所・本社・本店のみ）

【企業調査票】

- ・全産業共通事項（企業）
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 経営組織
 - エ 常用雇用者数及び支所等数

- オ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- カ 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- キ 企業全体の事業別売上（収入）金額
- ク 電子商取引の有無及び割合
- ケ 設備投資の有無及び取得額
- コ 自家用自動車の保有台数（法人のみ）
- サ 土地、建物の所有の有無（法人のみ）
- シ 資本金等の額及び外国資本比率（会社のみ）
- ス 決算月（会社のみ）

・産業別に調査する事項

⑫ <企業調査票>

- ア 企業全体の主な事業の内容
- イ 年初及び年末商品手持額（法人のみ）
- ウ 年間商品仕入額（法人のみ）

⑬ <企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）>

- ア 主な事業収入の内訳
- イ 業態別工事種類
- ウ 金融業、保険業の事業種類
- エ 学校等種類別収入内訳

⑭ <団体調査票（政治・経済・文化団体、宗教）>

- ア 政治・経済・文化団体、宗教の種類

【事業所調査票】

・全産業共通事項（事業所）

- ア 事業所の名称及び電話番号
- イ 事業所の所在地
- ウ 事業所の開設時期
- エ 事業所の従業者数
- オ 本所等の別
- カ 管理・補助的業務

・産業別に調査する事項

⑮ <農業、林業、漁業調査票>

- ア 主な事業の内容
- イ 事業所の売上（収入）金額
- ウ 事業別売上（収入）金額
- エ 農業、林業、漁業の収入の内訳

⑯ <鉱業、採石業、砂利採取業調査票>

- ア 主な事業の内容
- イ 事業所の売上（収入）金額
- ウ 事業別売上（収入）金額
- エ 給与総額等
- オ 鉱業活動に係る費用
- カ 生産数量及び生産金額

⑰ <製造業調査票>

- ア 主な事業の内容
- イ 事業所の売上（収入）金額

- ウ 事業別売上（収入）金額
 - エ 人件費及び人材派遣会社への支払額
 - オ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
 - カ 有形固定資産
 - キ リース契約による契約額及び支払額
 - ク 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
 - ケ 製造品出荷額、在庫額等
 - コ 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
 - サ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
 - シ 主要原材料名
 - ス 工業用地及び工業用水
 - セ 作業工程
- ⑱ <卸売業、小売業調査票>
- ア 主な事業の内容
 - イ 事業所の売上（収入）金額
 - ウ 事業別売上（収入）金額
 - エ 年間商品販売額等
 - オ 小売販売額の商品群別割合
 - カ 小売販売額の商品販売形態別割合
 - キ セルフサービス方式の採用
 - ク 売場面積
 - ケ 営業時間
 - コ 店舗形態
 - サ チェーン組織への加盟
- ⑲ <医療、福祉調査票>
- ア 事業所の売上（収入）金額
 - イ 事業別売上（収入）金額
 - ウ 医療、福祉の事業収入内訳
 - エ 医療、福祉の相手先別収入割合
 - オ 事業所の形態、主な事業の内容
- ⑳ <建設業、サービス関連産業A、学校教育調査票>
- ア 主な事業の種類
- ㉑ <協同組合調査票>
- ア 事業所の売上（収入）金額
 - イ 事業別売上（収入）金額
 - ウ 協同組合の種類
 - エ 信用事業又は共済事業の実施の有無
- ㉒ <サービス関連産業B調査票>
- ア 主な事業の内容
 - イ 事業所の売上（収入）金額
 - ウ 事業別売上（収入）金額
 - エ サービス関連産業Bの事業収入内訳
 - オ 施設・店舗等形態
 - カ サービス関連産業Bの相手先別収入割合
 - キ 飲食サービス業の8時間換算雇用者数
 - ク 宿泊業の収容人数、客室数
 - ケ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

- コ 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等
- サ 特定のサービス業における同業者との契約割合
- ⑳ <政治・経済・文化団体、宗教調査票>
- ア 政治・経済・文化団体、宗教の種類

6. 調査の方法

調査は調査員による調査（以下「調査員調査」という。）と総務省、経済産業省、都道府県及び市区による調査（以下「直轄調査」という。）の2種類から成る。

(1) 調査員調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、(2)における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集はオンライン又は調査員による回収により行った。

- ・総務省及び経済産業省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査事業所

(2) 直轄調査

複数事業所を有する企業等については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省及び経済産業省が郵送により行い、収集は市区、都道府県、総務省、経済産業省の担当区分に応じて、オンライン又は郵送により行った。

また、特定の単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の事業所）及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、調査票の配布は郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行った。

ア 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ウに掲げるものを除く。）

- ・総務省及び経済産業省－都道府県－市区－調査事業所

イ 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数30人未満の企業等の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

- ・総務省及び経済産業省－都道府県－調査事業所

ウ 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業等の事業所、従業者数30人以上の企業等の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

- ・総務省及び経済産業省－調査事業所

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
 - ・ 出向・派遣従業者のみの事業所
当該事業所に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。
 - ・ 事業内容等不詳の事業所
事業所として存在しているが、回答不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

2. 従業者

当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含まない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

- ・ 個人業主
個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。
なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。
- ・ 無給の家族従業者
個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。
家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。
- ・ 有給役員
法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。
重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。
- ・ 常用雇用者
事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

- ・ 正社員・正職員
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。
- ・ 正社員・正職員以外
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。
- ・ 臨時雇用者
常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。
- ・ 他への出向・派遣従業者
従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

3. 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

4. 事業従事者数

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出している。

5. 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成27年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

6. 経営組織

- ・ 個人経営
個人が事業を営んでいる場合をいう。
法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。
- ・ 法人
法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

- ・ 会社
株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。
ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。
なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。
- ・ 会社以外の法人
法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。
例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。
- ・ 法人でない団体
法人格を持たない団体をいう。
例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

7. 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、この事業所が現在の場所で事業を始めた時期であり、以下の場合、その時期を開設時期とする。

- ・ 個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合。
ただし、相続により引き継いだ場合は該当しない。
- ・ 個人経営の事業所が株式会社になった場合。
- ・ 法人が新設（対等）合併した場合。
- ・ 法人が分割により設立された場合。
- ・ この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合。

8. 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。

9. 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業と

している。

10. 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成27年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に準じて分類している。

11. 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により、以下の2つに区分している。

- ・ 単一事業所企業
単独事業所の企業等をいう。
- ・ 複数事業所企業
国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいう（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業等を含む。）。

12. 単独・本所・支所の別、単独・複数の別

- ・ 単独事業所
他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。
- ・ 本所（本社・本店）
他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。
- ・ 支所（支社・支店）
他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。
支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。
- ・ 複数事業所企業の事業所
本所及び支所が含まれる。

13. 国内支所の分布範囲

複数事業所企業について、次のように区分している。

- ・ 県内（市内）
本所の所在する都道府県（市区町村）内に支所の全てが所在するものをいう。
- ・ 県外（市外）
本所の所在する都道府県（市区町村）外に支所が所在するものをいう。

14. 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

15. 決算月

該当する本決算月全てをいう。なお、仮決算や中間決算は含めない。

16. 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

17. 事業活動

事業所又は企業等の産業分類を格付けする際は原則として、売上（収入）金額の最も多い主業によるが、実際には主業以外にも複数の事業を行っている場合があり、行っている事業を売上（収入）金額で捉えたものをいう。

18. 費用

ア 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）

売上（収入）金額に対応する費用。なお、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人は経常費用としている。

イ 売上原価（個人経営、「金融業、保険業」の企業等及び会社以外の法人を除く。）

費用総額の内数。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。

ウ 給与総額（個人経営の場合は給料賃金（専従者給与を除く。））

役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。

エ 福利厚生費（退職金を含む）（個人経営を除く。）

会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額。

オ 動産・不動産賃借料（個人経営の場合は地代家賃）

土地、建物、機械等の賃借料の総額。経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めない。

カ 減価償却費

固定資産に係る減価償却費。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計

上された減価償却費の総額。

キ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く。）

営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

ク 外注費（個人経営を除く。）

業務の一部又は全部を他の企業等へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費。人材派遣会社への支払いを含む。

ケ 支払利息等（個人経営、「62 銀行業」及び「63 協同組織金融業」を除く。）

借入金等に対する支払利息等の総額。営業外費用に計上する支払利息等が該当する。費用総額の内数ではない。

19. 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、企業等の付加価値額を、以下の計算式を用いて算出している。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課} \\ \text{費用総額} &= \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費} \end{aligned}$$

また、事業所に関する付加価値額は、上記計算式で算出した企業等全体の付加価値額を、その企業等を構成している本所及び支所それぞれに対し、事業従事者数に応じてあん分することにより集計した。

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、以下は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃、研究開発費、農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値 等

20. 設備投資額

「有形固定資産（土地を除く）」と「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」であり、固定資産に計上したリース物件のうち、平成27年1年間に新たに契約した物件も含める。

ア 「有形固定資産（土地を除く）」

平成27年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額で、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいう。建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含まない。

イ 「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」

平成27年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額をいう。

以下については、設備投資に含めない。

- ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
- ・店舗併用住宅の住居部分
- ・中古品

21. 電子商取引

電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約（受発注が確定）したものをいう。

22. 自家用自動車の保有台数

自家用自動車（いわゆる白ナンバー（軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車の台数で、リースで借りている自動車は保有台数に含み、マイカー通勤、レジャー等のみで使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含まれない。

ア 貨物自動車

貨物の輸送に使用する自動車。人員輸送のみに使用している場合は除く。

イ 乗用自動車

主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のもの。

ウ バス

主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のもの。

23. 土地・建物の所有の有無

国内で企業として所有している土地・建物の有無で、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含まれない。

24. 存続・新設・廃業別

平成26年経済センサス - 基礎調査（以下「26年基礎調査」という。）から平成28年経済センサス - 活動調査（以下「28年活動調査」という。）の23か月間の異動状況についてみたものであり、ある1年間の異動状況をみたものではない。

- ・ 存続事業所
28年活動調査で調査した事業所のうち、26年基礎調査でも調査した事業所をいう。
- ・ 新設事業所
28年活動調査で調査した事業所のうち、26年基礎調査では調査しなかった事業所をいい、他の場所から移転してきた事業所や経営組織の変更を行った事業所が含まれている（26年基礎調査以降新設で28年活動調査以前廃業の事業所は含まない）。
- ・ 廃業事業所
26年基礎調査で調査した事業所のうち、28年活動調査時点では存在しなかった事業所をいい、他の場所へ移転した事業所や経営組織の変更を行った事業所が含まれている。

集計体系及び公表時期

集計区分		集計内容	公表時期		
速報集計	1 事業所に関する集計	地域、産業（大分類）、経営組織別、従業者規模別、事業活動別等に事業所数、従業者数、売上（収入）金額を表章。	平成29年5月		
	2 企業等に関する集計	地域、産業（大分類）、経営組織別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に企業等数、従業者数、売上（収入）金額、付加価値額等を表章。	平成29年5月		
確報集計	(1) 産業的横断集計	①事業所数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）、経営組織別、従業者規模別、開設時期別、存続・新設・廃業別等に事業所数、従業者数を表章。	平成30年6月	
		②売上（収入）金額等	地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）、経営組織別、事業活動別、従業者規模別等に売上（収入）金額、付加価値額等を表章。	平成30年6月	
	(2) 産業別集計	①鉱業、採石業、砂利採取業	「鉱業、採石業、砂利採取業」について、地域、産業（小分類・細分類）別等に、事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成29年12月	
		②製造業	1) 概要	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額等の主要な事項について、産業（中分類）別に表章。	平成29年9月
			2) 品目編	品目別（6桁）について、産出事業所数、出荷額、出荷数量を表章。	平成29年12月
			3) 産業編	産業（中分類・細分類）・従業者規模別統計表、産業（中分類）・都道府県・大都市別統計表を表章。	平成29年12月
			4) 用地・用水編	産業（中分類・細分類）別に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等、敷地面積、用水使用量（水源別）等を表章。	平成29年12月
			5) 市区町村編	市区町村別に主要項目を表章。市区については産業中分類別に表章。	平成29年12月
			6) 工業地区編	工業地区・産業（中分類・細分類）別に主要項目を表章。ただし、細分類は上位60位以内の産業のみ。	平成29年12月
		③卸売業・小売業	1) 産業編（総括表）	主として産業（小分類・細分類）別の従業者規模別、年間商品販売額階級別、売場面積規模別などの階級別統計表を表章。	平成30年3月
			2) 産業編（都道府県表）	主として都道府県別、東京特別区・政令指定都市別の産業（中分類・小分類）別統計表を表章。	平成30年3月
			3) 産業編（市区町村表）	市区町村別の産業（中分類・小分類）別統計表を表章。	平成30年3月
	④サービス関連産業B	「サービス関連産業B」について、地域、産業（大分類・中分類・小分類・細分類）別に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成30年3月		
	⑤医療、福祉	「医療、福祉」について、地域、産業（細分類）別に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成30年3月		
	(1) 産業的横断集計	①企業等数、従業者数	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に企業等数、従業者数等を表章。	平成30年6月	
		②経理事項等	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別、事業活動別、企業常用雇用者規模別、資本金階級別等に経理事項等を表章。	平成30年6月	
		(2) 産業別集計	①建設業及びサービス関連産業A	「建設業、サービス関連産業A」について、地域、産業（小分類）別に企業等数、従業者数、売上（収入）金額等を表章。	平成29年12月
②卸売業、小売業			「卸売業、小売業」について、産業（小分類）別、従業者規模別に、企業等数、従業者数、年間商品仕入額、年間商品販売額、年初・年末商品手持額等を表章。	平成30年3月	
③学校教育			「学校教育」について、地域、産業（小分類）別に企業等数、従業者数、学校等種類別売上（収入）金額を表章。	平成29年12月	

※網掛けの集計区分は、今回の「結果の概要」の対象